

改正

昭和44年4月1日条例第11号

昭和45年4月1日条例第18号

昭和46年1月1日条例第1号

昭和46年3月26日条例第8号

昭和46年9月29日条例第29号

昭和47年3月30日条例第7号

昭和47年9月29日条例第29号

昭和48年4月17日条例第20号

昭和48年12月26日条例第45号

昭和49年3月30日条例第8号

昭和50年3月25日条例第11号

昭和51年3月30日条例第16号

昭和51年6月27日条例第33号

昭和52年3月31日条例第6号

昭和52年8月3日条例第18号

昭和52年12月26日条例第34号

昭和53年10月2日条例第35号

昭和55年3月31日条例第10号

昭和55年9月30日条例第32号

昭和56年3月31日条例第5号

昭和56年10月1日条例第27号

昭和56年12月23日条例第30号

昭和57年3月31日条例第5号

昭和58年3月31日条例第7号

昭和58年12月23日条例第24号

昭和59年3月26日条例第17号

昭和61年3月26日条例第9号

昭和63年 3 月25日 条例第10号
平成元年 3 月27日 条例第14号
平成 2 年 3 月26日 条例第 9 号
平成 2 年12月27日 条例第20号
平成 3 年 3 月19日 条例第 6 号
平成 4 年 3 月27日 条例第10号
平成 6 年 3 月31日 条例第 7 号
平成 6 年12月26日 条例第25号
平成 8 年 3 月29日 条例第 5 号
平成 9 年12月24日 条例第26号
平成10年 3 月27日 条例第 9 号
平成11年 3 月26日 条例第 7 号
平成11年 3 月26日 条例第 8 号
平成12年 3 月27日 条例第24号
平成12年 9 月29日 条例第44号
平成15年 3 月24日 条例第 6 号
平成16年 3 月24日 条例第 6 号
平成16年 6 月29日 条例第15号
平成16年 9 月30日 条例第19号
平成17年12月27日 条例第28号
平成19年 3 月22日 条例第 5 号
平成20年 3 月12日 条例第 3 号
平成21年 3 月25日 条例第10号
平成22年 3 月19日 条例第 4 号
平成23年 3 月16日 条例第 4 号
平成23年 9 月28日 条例第18号
平成24年 9 月28日 条例第22号
平成25年 3 月22日 条例第14号
平成30年 9 月13日 条例第27号
令和 4 年 3 月23日 条例第 6 号

令和 7 年12月22日条例第42号

敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、敦賀市社会福祉施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称、位置、施設の種類及び定員)

第 2 条 施設の名称、位置、種類及び定員は別表のとおりとする。

(職員)

第 3 条 施設に必要な職員を置く。ただし、敦賀市立子ども発達支援センター及び敦賀市立やまびこ園（以下「指定管理施設」という。）は、除くものとする。

(入所者又は利用者)

第 4 条 施設の入所者又は利用者は次のとおりとする。

種類	入居者又は利用者
保育所	児童福祉法第24条第 1 項の規定に該当する児童及びこれに準ずる者
児童厚生施設	児童福祉法第 4 条に規定する児童
障害児通所支援施設	児童福祉法第21条の 5 の 5 の規定による通所給付決定に係る障害児 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第 3 項の規定により障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う事業（以下「日中一時支援事業」という。）の利用の決定を受けた障害児
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第 1 項の規定による支給決定を受けた者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 4 又は第16条第 1 項第 2 号及び附則第 3 項の規定に該当する者 日中一時支援事業の利用の決定を受けた者
隣保館	社会福祉法第 2 条第 3 項第11号に規定する当該施設の近隣地域の住民

(運営委員会)

第5条 各児童館及び児童センターにそれぞれ運営委員会を置く。

2 運営委員会について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理施設の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、指定管理施設の管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあっては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

(指定管理者の指定の基準)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち第1条に規定する設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

(指定の公示等)

第8条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う指定管理施設の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理施設の維持管理に関する業務を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理に関し市長が必要と認める業務を行うこと。

(指定管理者の原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに管理しなくなった当該施設の施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者の役員若しくは構成員若しくは指定管理施設の業務に従事している者又はこれらのものであった者は、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第12条 施設の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 敦賀市社会福祉施設設置条例（昭和29年条例第25号）は、廃止する。

附 則（昭和44年4月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年1月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月26日条例第8号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年9月29日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表敦賀市立金山保育園の項は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、慈松園の定数は昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年9月29日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年9月1日から適用する。ただし、敦賀市立木崎保育園の規定は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月17日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月26日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。ただし、敦賀市立つるが保育園の規定は、昭和49年2月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日条例第8号）

この条例は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第11号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日条例第16号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年6月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第6号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年8月3日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

附 則（昭和53年10月2日条例第35号）

この条例は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第10号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び別表敦賀市立松原児童館の項の次に次の2項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。（昭和55年規則第29号で昭和55年5月2日から施行）

附 則（昭和55年9月30日条例第32号）

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第5号）

この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月1日条例第27号）

この条例は、昭和56年11月10日から施行する。

附 則（昭和56年12月23日条例第30号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和57年規則第3号で昭和57年3月8日から施行）

附 則（昭和57年3月31日条例第5号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月23日条例第24号）

この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月26日条例第17号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月26日条例第9号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日条例第10号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月27日条例第14号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月26日条例第9号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成3年規則第1号で平成3年2月10日から施行）

附 則（平成3年3月19日条例第6号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第10号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第7号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成 6 年12月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月29日条例第 5 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年12月24日条例第26号）

この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年 3 月27日条例第 9 号）

この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月26日条例第 7 号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月26日条例第 8 号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月27日条例第24号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 9 月29日条例第44号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、平成12年 6 月 7 日から適用する。

附 則（平成15年 3 月24日条例第 6 号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月24日条例第 6 号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 6 月29日条例第15号）

この条例は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 9 月30日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例による改正後の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成17年12月27日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続、その他改正後の条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても改正後の条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前にこの条例による改正前の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例中これに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月22日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表敦賀市立松原保育園の項を削る改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成20年3月12日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表敦賀市立木崎保育園の項を削る改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行期日前においても行うことができる。

附 則（平成21年3月25日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行期日前においても行うことができる。

附 則 (平成22年 3 月19日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行期日前においても行うことができる。

附 則 (平成23年 3 月16日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表敦賀市立和久野保育園の項及び敦賀市立新和保育園の項を削る改正規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成23年 9 月28日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(敦賀市太陽の家児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止)

- 3 敦賀市太陽の家児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成15年敦賀市条例第 9 号）は廃止する。

附 則 (平成24年 9 月28日条例第22号)

この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月22日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年 9 月13日条例第27号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月23日条例第 6 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年12月22日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

名称	位置	種類	定員
敦賀市立気比保育園	敦賀市蓬莱町 4 番18号	保育所	60名
〃 黒河保育園	敦賀市御名 15号14番地	〃	100名
〃 つるが保育園	敦賀市舞崎町 2 丁目21番 1 号	〃	60名
〃 栗野保育園	敦賀市苅生野54号32番の 1	〃	100名
〃 櫛川保育園	敦賀市松島130号字松原238	〃	100名
〃 三島保育園	敦賀市三島37号10番地の 1	〃	120名
〃 櫛林保育園	敦賀市櫛林13号 9 番地の 1	〃	130名
〃 中郷保育園	敦賀市岡山町1151番地	〃	150名
〃 東郷保育園	敦賀市谷口20号 3 番 4	〃	50名
〃 杳見保育園	敦賀市杳見68号 1 番地の 1	〃	60名
〃 敦賀児童館	敦賀市舞崎町 2 丁目20番 4 号	児童厚生施設	—
〃 松原児童館	敦賀市松島町28番40号	〃	—
〃 児童センター	敦賀市櫛川42号 2 番 1	〃	—
国際児童年記念敦賀市 立児童遊園	敦賀市櫛川42号 2 番 1	〃	—
敦賀市立子ども発達支 援センター	敦賀市櫛川41号 2 番地の 3	障害児通所支 援施設	児童発達支援 20名

			放課後等デイ サービス20名
〃 やまびこ園	敦賀市長谷47号21番	障害者支援施 設	生活介護50名 施設入所支援 30名 短期入所4名
〃 三島会館	敦賀市三島33号21番地の1	隣保館	—